

未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料

平成 27 年 1 月 29 日

基幹統計名	人口動態統計
実施府省・部局名	厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課

1. 当該基幹統計（基幹統計調査）の概要

統計の目的	我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
作成の方法	出生・死亡・婚姻・離婚については「戸籍法」(昭和22年法律第224号)による届書等から、死産については「死産の届出に関する規程」(昭和21年厚生省令第42号)による届書等から、人口動態調査票が作成され、これを収集し集計している。
統計体系の見直し、調査の沿革	<p>人口動態調査は、明治 31 年「戸籍法」が制定され登録制度が法体系的にも整備されたのを機会に、同 32 年から人口動態調査票は 1 件につき 1 枚の個別票を作成し、中央集計をする近代的な人口動態統計制度が確立した。その後、昭和 22 年 6 月に「統計法」に基づき「指定統計第 5 号」として指定され、その事務の所管は同年 9 月 1 日に総理庁から厚生省に移管された。さらに、平成 21 年 4 月からは、新「統計法」(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査となった。</p> <p>なお、人口動態統計は、戸籍法上の届出等をもとに作成される統計、いわゆる業務統計の性格も有している基幹統計調査とも位置付けられる。</p>
最終改正以降の見直し検討状況等	<p>第 期基本計画に掲げられた課題に対する対応</p> <p>課題に対する見直しを行い、平成 21 年「人口動態統計年報(確定数)」より以下の集計を追加している。</p> <p>日本人の出生、婚姻及び離婚について、月別、年齢(各歳)別及び生年別の集計事項を追加</p> <p>外国人の出生、婚姻及び離婚について、年齢(各歳)別の集計事項を追加</p> <p>感染症分類の改定について</p> <p>感染症に関する状況を把握し、保健衛生面の行政ニーズに対応するため「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。) 「感染症法施行令」(平成 10 年政令第 420 号)及び「感染症法施行規則」(平成 10 年厚生省令第 99 号)に基づき、感染症分類表を作成し死亡の表章を行っている。以下は感染症分類表の改定時期である。</p> <p>平成 18 年 1 月分 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症等を追加</p> <p>平成 19 年 4 月分 南米出血熱等を追加</p> <p>平成 20 年 5 月分</p>

	<p>鳥インフルエンザ（H5N1）等を追加 平成24年1月分 チクングニア熱等を追加 平成25年4月分 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等を追加</p>
調査の根拠法令	<p>統計法（平成19年法律第53号） 人口動態調査令（昭和21年勅令第447号） 人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号） 死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号） 死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令（昭和27年厚生省令第12号） 戸籍法（昭和22年法律第224号） 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）等</p>
調査の体系等	人口動態調査票は、出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票の5種からなる。
調査の対象（報告者数）	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。
有効回収率（うちオンライン回収率）	100%（うちオンラインによる回収率：約95%）
抽出方法	全数調査
調査事項	<p>(1) 出生票：出生の年月日、場所、体重、父母の氏名及び生年月日等出生届に基づく事項</p> <p>(2) 死亡票：死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項</p> <p>(3) 死産票：死産の年月日、場所、父母の年齢等死産届に基づく事項</p> <p>(4) 婚姻票：夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項</p> <p>(5) 離婚票：夫妻の生年月、住所、離婚の種類等離婚届に基づく事項</p>
調査の時期	調査の期間は調査該当年の1月1日から同年12月31日まで
調査の系統・方法	<p>(1) 市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。</p> <p>(2) 報告の系統</p>

	<p style="text-align: center;">市区町村 — 保健所 — 都道府県 — 厚生労働省</p> <p style="text-align: center;">┌ 保健所を 設置する市・特別区 ┘</p> <p>(3) 集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行う。</p>
公表状況	<p>速報 : 調査月の約2ヶ月後 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2014/09.html</p> <p>月報(概数) : 調査月の約5ヶ月後 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/m2014/07.html</p> <p>月報年計(概数) : 調査年の翌年6月 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai13/index.html</p> <p>年報(確定数) : 調査年の翌年9月 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei13/index.html</p> <p>職業・産業別統計 : 5年毎(国勢調査年度) http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/10jdss/index.html</p> <p>人口動態統計における公表物一覧： http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html</p> <p>なお、人口動態調査を用いて、公表値を加工した「人口動態統計の年間推計」(調査年の翌年1月) 統計法第32条に基づく調査票情報の二次利用により「人口動態統計特殊報告」を作成している。</p> <p><参考> 特殊報告の近年の公表 平成21年度 不慮の事故死亡統計(～平成20年) 離婚に関する統計(～平成20年) 平成22年度 出生に関する統計(～平成21年) 平成23年度 平成22年都道府県別年齢調整死亡率 平成25年度 平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計</p>
使用している統計基準・定義等の提供	<p><使用している統計基準> 疾病、傷害及び死因分類、日本標準職業分類、日本標準産業分類</p> <p><定義等の提供> 別添資料5「用語の解説」参照</p>
推計・集計の方法	<p>全数調査であるため、推計は行っていない。 なお、利便性を考え、合計特殊出生率をはじめとした各種比率を集計している。</p> <p><集計に使用している比率> 別添資料6「比率の解説」参照</p>

実績精度（全国）	-
利活用事例	<p>他統計での数値利用例</p> <p>人口推計（総務省）</p> <p>将来推計人口（厚生労働省）</p> <p>生命表（厚生労働省）</p> <p>国際比較用の数値提供例</p> <p>WHO：出生・死亡・死産・婚姻・離婚にかかる件数（性別／年齢別等）</p> <p>OECD：乳児・新生児・周産期死亡率、低体重児の割合等</p> <p>その他、行政が各種施策を設計するための基礎数値として活用されている。</p>
二次利用等の状況	<p>統計法第32条の利用は、平成25年度に26件（統計の作成等） 1件（名簿作成）となっているほか、統計法第33条の利用は、平成25年度に第1号で862件（統計の作成等） 1件（名簿作成） 第2号で39件。</p> <p>また、平成22年度からオーダーメイド集計の提供を開始しており、平成25年度末までの提供件数は2件</p> <p>別添資料8「人口動態調査の二次的利用について」参照</p>
前回答申時の「今後の課題」の有無・内容	<p>答申による課題は課されていないが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日）において、以下の具体的な措置・方策が示され検討を行った。</p> <p>「人口動態統計」における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する</p> <p>「人口動態統計」における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する</p> <p>以上、 については集計の充実を図り、平成22年8月17日付で厚生労働大臣より変更案を申請し、同年8月20日付で総務大臣に承認されている。</p>
その他（長期時系列統計からみた推移等）	<p>別添資料9「平成26年 我が国の人口動態」参照</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a2.pdf</p>